



ひだまり便り

第40号 (平成24年4月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

■ 東日本大震災から一年過ぎました ■

東日本大震災から早くも一年が過ぎましたが、被災地の多くが、まだ復旧にも至っていないようです。瓦礫の処分についても当初の絆はどこへ消えたのでしょうか、本音は関わりたくない少数の人の声のみ大きくまかり通る有様に気持ちが沈みそうです。

3月11日は全国各地で多くの追悼の儀式が行われました。会員の皆様もそれぞれの想いで過ぎたでしょう。私は奈良・薬師寺が茨城県潮来市の同寺関東別院・潮音寺で読売新聞社と共同開催した、「薬師寺 21世紀まほろば塾」の潮来塾に参加しました。

前日の大雨から天候は回復しましたが肌寒い中、午後1時から本堂前の野外での震災追悼・復興祈願の法要に約2千人が集まりました。

薬師寺・山田法胤管主の法話に始まり、松田潮来市長・歌手森山良子さん・安田暎胤塾長(薬師寺長老)の鼎談、14時46分に一分間の黙祷をささげ、森山良子さんの唱歌「故郷」など7曲で幕を閉じました。山田管主のお話で「震災のあと当初は物品から支援が始まり、身の回りが満たされると物では済まされなくなり、どんどん頼る心が出てきましたがこれはよろしくない、頼る福祉はこの先成り立たず自立する福祉がこれから求められます。」との言葉が心に残りました。また管主の母上の言葉として「上見ればあれホシこれホシ、下向けばホシはなし」に何故か納得しました。

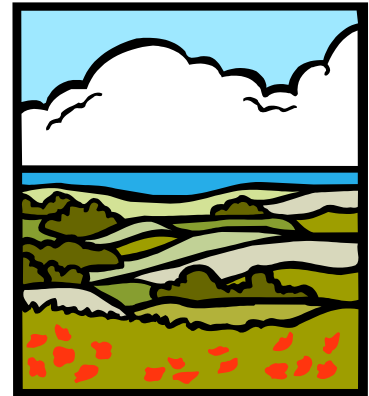
潮来市は潮音寺の所在地の「日の出地区」で液状化被害が多く発生し、周辺の道路もまだ波打っている状態です。潮音寺自体も諸堂16棟の内4棟以外は解体処分の被害でしたが、一日も早い復興を願っております。

■ 障害者総合支援法の行方と今年4月から見直される支援策 ■

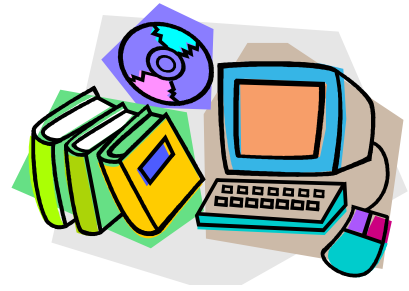
平成24年3月31日は障害者自立支援法の完全施行期限です。旧法に基づく全ての施設は3月末までに新体系の事業所への移行を完了していることが求められており、社会福祉法人父の樹会の全施設も昨年10月1日付で移行済です。

障害者総合福祉法の経緯

民主党の政策検討作業チームは2月21日に、政権公約で唱えた障害者自立支援法廃止を見送り、法の改正にとどめる方針を決め、「障害者生活総合福祉法」と名付けました。また障害福祉サービスの対象の従来の3障害に難病等も加えました。改正に至った背景は、自立支援法を廃止した場合に、多くの事業者指定のやり直しや事務作業量が増えることによる混乱が発生すること、野党の協力困難等が理由であると考えられます。



障害者の一部の団体からは、自立支援法の廃止が見送られ、また総合福祉部会の提言を反映していないことに抗議の声が出ています。



3月13日の閣議で正式に障害者自立支援法一部改正による「障害者総合支援法」案が決定され、今国会で成立させる意向を表明し、平成25年4月1日から施行される予定です。

本年4月1日から施行される主な項目 (平成22年12月成立の支援法の改正による)

- *利用者負担の見直し・・・ 応能負担が原則になり利用者の能力に応じた負担額になります。
- *相談支援の充実・・・社会福祉法人父の樹会の全施設も指定特定相談支援事業者となり、サービス等利用計画の作成と計画を基に支給決定が行われることとなります。さらに個別支援計画が作られ実施されます。(この辺は少し複雑になりそうです) メープルリーフのような地域生活支援サービス事業者への適用は未定であり注目しています。
- *障害児支援の強化・・・ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実するとしています。また、放課後等デイサービスなどの支援を創設します。

■ NPOひだまり平成24年度事業計画案 ■

5月20日にひだまり総会を予定していますが24年度は以下のように計画しています。「メープルリーフ」は相変わらず厳しい予算になりますが支援職員の処遇は万全を期します。

相談支援については今年から一層の充実化を図ります。

① 障害福祉サービス

地域生活支援サービス「メープルリーフ」は支援職員の拡充を図り、サービス提供の一層の充実を目指します。23年度は東日本大震災の影響は案じたほどではありませんでしたが、今年度は支援ヘルパーの減員が予定されるため対応を講じます。

② 障害児者の将来を守る父の樹会の運営受託

会務運営に欠かせない事務局であるべく、各部との連携を保ち適切な事業運営に努めます。

③ 成年後見制度への取組み

法人後見に取り組むNPO法人PACガーディアンズ、千葉市成年後見支援センターとの連携を続けます。成年後見セミナーは24年度も開催を予定していますが、本来の趣旨に沿う内容で計画いたします。



障害のある方とそのご家族のこれからの生活に役立つ小冊子の続編:『この子に何を残せませうか』を近々配布するよう計画しています。

昨年お送りしました第1部では障害者を支える制度や仕組みを解説いたしました。今回は相続や遺言について、出来るだけわかりやすいように解説をしています。

④ 相談支援

障害児者の将来を守る父の樹会の相談センターとして、いつでも相談を受け付けております。会員の皆様の高齢化や片親になる方が増え、相談もこれからは一層切実になると予想されますが、外部機関とも連携する体制を整えており、適切に対応するよう努めます。相談される方の個人情報保護は確保されるよう配慮しますのでご安心ください。

悩み事は一人で抱え込むより相談することで道が開けるものです。どんなことでもお気軽にご相談ください。《連絡先》ひだまり事務局:043-258-8604